⑻　労災リハビリテーション愛知作業所
ア　使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要
用　途　被災労働者（外傷性せき髄損傷者及び両下肢に重度の障害を受けた者）の社会復帰の促進のためのリハビリテーション作業施設
場　所　愛知県瀬戸市
イ　使用しなくなる日　平成25年３月31日
ウ　使用しないという決定を行った経緯及び理由
入所率の低下等の運用実績を踏まえ、作業所の効率化、有効利用の観点から、使用しないという決定を行いました。
エ　将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額
種類及び帳簿価額　建物等　当事業年度の期末帳簿価額　221,034,683円
回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

19.〔不要財産に係る国庫納付等の関係〕
１　労災リハビリテーション北海道作業所本体
⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要
用　途　被災労働者（外傷性せき髄損傷者及び両下肢に重度の障害を受けた者）の社会復帰の促進のためのリハビリテーション作業施設
場　所　北海道美唄市
種類及び帳簿価額　土地等　帳簿価額　30,820,125円
⑵　不要財産となった理由
当作業所は、新規入所者の減少、在所者の長期滞留化・高齢化が進み、当初の社会的使命を果たす状況ではないこと。
平成17年度に、厚生労働省の独立行政法人評価委員会から作業所の効率化、有効利用の観点から制度そのものの抜本的な見直しが必要であること、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から施設収容中心から地域福祉、在宅福祉中心への政策転換に対応するとともに、入所率の低下等の運営実績も踏まえ、廃止を含む在り方の見直しに資する評価を行うべきであること等の指摘を受けたこと。
⑶　国庫納付等の方法
現物納付による国庫納付（独立行政法人通則法第46条の２第１項）
⑷　国庫納付等が行われた年月日　平成23年３月31日
⑸　減資額　142,693,907円
２　労災リハビリテーション広島作業所
⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要
用　途　被災労働者（外傷性せき髄損傷者及び両下肢に重度の障害を受けた者）の社会復帰の促進のためのリハビリテーション作業施設
場　所　広島県呉市
種類及び帳簿価額　土地等　帳簿価額　131,361,607円
⑵　不要財産となった理由
当作業所は、新規入所者の減少、在所者の長期滞留化・高齢化が進み、当初の社会的使命を果たす状況ではないこと。
平成17年度に、厚生労働省の独立行政法人評価委員会から作業所の効率化、有効利用の観点から制度そのものの抜本的な見直しが必要であること、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から施設収容中心から地域福祉、在宅福祉中心への政策転換に対応するとともに、入所率の低下等の運営実績も踏まえ、廃止を含む在り方の見直しに資する評価を行うべきであること等の指摘を受けたこと。
⑶　国庫納付等の方法
現物納付による国庫納付（独立行政法人通則法第46条の２第１項）
⑷　国庫納付等が行われた年月日　平成23年３月31日
⑸　減資額　328,070,187円
３　労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎等
⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要
用　途　職員宿舎等
場　所　北海道美唄市
種類及び帳簿価額　土地等　帳簿価額　11,002,052円
⑵　不要財産となった理由
当作業所は、新規入所者の減少、在所者の長期滞留化・高齢化が進み、当初の社会的使命を果たす状況ではないこと。
平成17年度に、厚生労働省の独立行政法人評価委員会から作業所の効率化、有効利用の観点から制度そのものの抜本的な見直しが必要であること、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から施設収容中心から地域福祉、在宅福祉中心への政策転換に対応するとともに、入所率の低下等の運営実績も踏まえ、廃止を含む在り方の見直しに資する評価を行うべきであること等の指摘を受けたこと。
⑶　国庫納付等の方法
譲渡収入による国庫納付（独立行政法人通則法第46条の２第２項）
⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
11,002,000円（内消費税及び地方消費税額０円）
⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額　０円
⑹　国庫納付等の額　11,002,000円
⑺　国庫納付等が行われた年月日　平成23年３月25日
⑻　減資額　52,035,875円

20.〔東日本大震災による影響について〕
平成23年３月11日に発生した東日本大震災による、当機構の被害の状況等は以下のとおりであります。
⑴　被災した施設の概要
以下の施設において、建物等の一部が損傷するなどの被害が発生しております。
・青森労災病院（青森県八戸市）
・東北労災病院（宮城県仙台市）
・福島労災病院（福島県いわき市）
・東北労災病院看護専門学校（宮城県仙台市）
⑵　損害額等
被災した施設の修繕費用として736,934,000円を見積もっておりますが、これに対応する財源措置が見込まれることから、独立行政法人会計基準第17条第２項に基づき、災害損失引当金は計上しておりません。

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日